# ○大分市建築基準法施行細則

昭和62年4月10日

規則第17号

改正 平成7年3月9日規則第11号

平成9年3月24日規則第21号

平成11年8月23日規則第51号

平成12年3月27日規則第16号

平成12年12月28日規則第135号

平成15年4月22日規則第39号

平成16年5月12日規則第45号

平成20年1月8日規則第1号

平成22年1月29日規則第1号

平成28年5月27日規則第45号

平成30年3月27日規則第14号

令和3年1月22日規則第2号

令和5年3月29日規則第19号

大分市建築基準法施行細則(昭和47年大分市規則第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」と

いう。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び大分県建築基準法施行条例(昭和46年大分県条例第27号。以下「県条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平16規則45·一部改正)

第2条 削除

(平12規則16)

(確認申請書に添付する図書)

- 第3条 法第6条第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条 第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認の 申請書(以下「確認申請書」という。)には、省令第1条の3、省令第2条 の2又は省令第3条に定めるもののほか、次に掲げる図書を添えなければな らない。
  - (1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物(これらの 用途に一部を供する建築物を含む。)にあっては、工場危険物調書(様式 第1号)
  - (2) 建築物にし尿浄化槽を設置する場合にあっては、し尿浄化槽設置概要 書(様式第2号)
  - (3) 高さ2メートルを超えるがけに接し、又は近接して建築物を建築する

場合にあっては、がけに近接する建築物の報告書(様式第3号)

- (4) 県条例第18条ただし書、県条例第19条ただし書、県条例第20条 第1項ただし書、県条例第21条第1項ただし書、県条例第26条ただし 書及び県条例第27条の規定を適用する場合にあっては、これらの規定に 適合することを証する図書
- (5) その他建築主事が必要と認める図書
- 2 前項の規定は、法第18条第2項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第8条第2項、第10条第2項、第11条第2項及び第11条の3第3項において同じ。)の規定に基づく通知について準用する。

(平7規則11・平11規則51・一部改正、平12規則16・旧第4条繰上、平16規則45・平20規則1・平22規則1・平30規則14・令3規則2・一部改正)

第4条 削除

(平20規則1)

第5条 削除

(令3規則2)

(建築物の建築に関する確認の特例)

第6条 政令第10条第3号ハに規定する規則で定める規定は、県条例第3条 の規定とする。 2 政令第10条第4号ハに規定する規則で定める規定は、県条例第3条及び 県条例第13条の規定とする。

(平16規則45・平20規則1・一部改正)

(許可申請)

第7条 法の規定に基づく許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

(平7規則11・平11規則51・平20規則1・一部改正)

(建築確認等の申請の取下げ)

- 第8条 法、政令又は県条例の規定に基づく許可、指定、認定若しくは建築確認(以下「確認等」という。)、完了検査又は中間検査の申請をした者が市長又は建築主事が当該申請に係る処分を行う前に当該申請書を取り下げようとするときは、申請取下届(様式第4号)を市長又は建築主事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第18条第2項、第16項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)又は第19項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者について準用する。

(平11規則51・平16規則45・平22規則1・平30規則1

4 · 令 3 規則 2 · 一部改正)

(計画の変更)

第9条 法、政令又は県条例の規定に基づく許可、指定又は認定(以下「許可等」という。)の申請をし、当該申請に係る処分を市長又は建築主事から受けた者が、その申請書又は添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、新たに許可等を受けなければならない。ただし、市長又は建築主事が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(平11規則51・平16規則45・平22規則1・平30規則1

4 • 一部改正)

(建築主等の変更)

- 第10条 確認等の申請をした者が、工事完了前までに建築主又は築造主(以下「建築主等」という。)を変更するときは、建築主(築造主)変更届(様式第5号)に確認済証又は許可等の通知書を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用する。

(平11規則51・平16規則45・平22規則1・平30規則1

4 · 一部改正)

(工事の取りやめ)

第11条 建築主等は、確認等を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめた

ときは、工事取りやめ届(様式第6号)に確認済証又は許可等の通知書を添 えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準用 する。

> (平11規則51・平16規則45・平22規則1・平30規則1 4・一部改正)

(工事監理者の選定等)

- 第11条の2 建築主は、法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物について、法第5条の6第4項の規定により工事監理者を選定したときは、工事の着手前に工事監理者選定(変更)届(様式第7号)に建築士免許証の写しを添えて、建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項の規定による確認の申請時において確認申請書に工事監理者を明記し建築士免許証の写しを添えたときは、この限りでない。
- 2 建築主は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかに工事監理者選 定(変更)届に建築士免許証の写しを添えて、建築主事に提出しなければな らない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、建築士免許の有無について建築士法(昭和2 5年法律第202号)第5条第1項に規定する一級建築士名簿、二級建築士 名簿及び木造建築士名簿により確認することができるときは、建築士免許証 の写しの添付を省略することができる。

4 前3項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準 用する。

(平11規則51・追加、平16規則45・平20規則1・平28規則45・平30規則14・一部改正)

(工事施工者の選定等)

- 第11条の3 建築主は、法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物について、工事施工者を選定したときは、工事の着手前に工事施工者選定(変更)届(様式第8号)を建築主事に提出しなければならない。ただし、法第6条第1項の規定による確認の申請時において確認申請書に工事施工者を明記したときは、この限りでない。
- 2 建築主は、前項の届出事項に変更があったときは、速やかに工事施工者選 定(変更)届を建築主事に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第18条第2項の規定による通知をした者について準 用する。

(平11規則51・追加、平16規則45・平20規則1・平28規 則45・平30規則14・一部改正)

(垂直積雪量)

第11条の4 政令第86条第3項に規定する垂直積雪量の数値は、0.15 メートルと次に掲げる式によって計算して得たdの数値を比較していずれか 大きな数値とする。 d=0.0003Is-0.05rs+0.10

(この式において、Is及びrsは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

Is 敷地の標高(単位メートル)

rs 敷地の海率 (敷地を中心とした半径 2 0 キロメートルの円の面積に対する当該円内の海の面積の割合をいう。)

(平16規則45・追加)

第12条 削除

(平16規則45)

(建築物の定期報告)

- 第13条 法第12条第1項の規定による調査は、報告の日前6月以内にしなければならない。
- 2 省令第5条第1項に規定する報告の時期は、3年ごとの7月1日から12月20日までとする。
- 3 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、省令第1条の3第1項 の表1の(い)項に掲げる図書とする。

(平11規則51・平12規則135・平16規則45・平20規則 1・平22規則1・平28規則45・一部改正)

(建築設備等の定期報告)

第14条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、同条第 1項に規定する建築物に設ける換気設備(法第28条第2項ただし書又は同 条第3項の規定により設けた中央管理方式の空気調和設備に限る。)、排煙設備(法第35条の規定により設けた機械排煙設備に限る。)及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設けた非常用の照明装置(非常用電源内蔵型のものを除く。)に限る。)とする。

- 2 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の 規定による検査は、報告日の前2月以内にしなければならない。
- 3 省令第6条第1項及び第6条の2の2第1項に規定する報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期とする。
  - (1) 政令第16条第3項第1号及び第138条の3に掲げるもの(以下「昇降機等」という。) 4月1日から前年の報告を行った日(昇降機等の設置後最初に行う報告においては、法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日)の翌日から起算して1年(省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目(以下「大臣指定検査項目」という。)については3年)を経過する日の属する月の末日まで
  - (2) 第1項及び政令第16条第3項第2号に掲げるもの 毎年(大臣指定 検査項目については3年ごとに)4月1日から12月20日まで

(平11規則51・平12規則135・平16規則45・平20規則

1・平22規則1・平28規則45・令3規則2・一部改正)

(不適格建築物の報告)

第15条 既存建築物が法、政令若しくは県条例の改正又は都市計画法第8条 第1項に規定する地域の指定若しくは変更により法第48条第1項から第14項まで(法第88条第2項において準用する場合を含む。)又は法第52条第1項、第2項若しくは第7項の規定に適合しなくなった場合においては、当該建築物の所有者は、その改正又は指定若しくは変更の日から起算して6月以内に不適格建築物報告書(様式第9号)に省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書又は省令第3条第2項に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

(平7規則11・平11規則51・平16規則45・平20規則1・平30規則14・一部改正)

(道路の位置の指定申請等)

- 第16条 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定申請書(様式第10号)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 省令第9条に規定する図面及び承諾書(様式第11号)
  - (2) 申請者及び承諾者の印鑑証明書
  - (3) 土地の登記事項証明書
  - (4) 字図
  - (5) その他市長が必要と認める図書
- 2 法第42条第1項第3号の規定による道路である私道又は同項第5号若し

くは同条第2項(同条第3項の規定により道の水平距離の指定を受けた場合を含む。)の規定により指定を受けた道路である私道(以下「私道」という。)の位置を変更し、又は廃止しようとする者は、私道(変更、廃止)申請書(様式第12号)の正本及び副本に前項各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請に基づき道路の位置の指定をしたときは 道路位置指定通知書(様式第13号)により、前項の規定による申請に基づ き私道の位置を変更し、又は廃止したときは私道(/変更/廃止/)通知書 (様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

(平11規則51・平16規則45・平20規則1・令5規則19・一部改正)

(道路位置の標示等)

- 第17条 道路の位置の指定を受けた者は、その指定を受けた道路の起点及び 隅切りの場所に位置の標識(様式第15号)を設置しなければならない。
- 2 道路の位置の廃止の通知を受けた者は、速やかにその標識を除去しなけれ ばならない。

(平11規則51・平16規則45・一部改正)

(道路とみなされる道の指定)

第18条 法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際現に建築 物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で、法第42条第2項の規定に より指定したものは、一般の交通の用に供されている幅員1.8メートル以上の道とする。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

- 第19条 法第53条第3項第2号の規定により指定する敷地は、次に掲げる ものとする。
  - (1) 周辺の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、川、海その他これら に類するものに接する敷地
  - (2) 周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の道路に接する敷 地
  - (3) 周辺の長さの6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に 公園、広場、川、海その他これらに類するものがあり、これらとその道路 との幅員の合計が12メートル以上である敷地

(道路斜線制限に係る後退距離の算定の特例)

第20条 政令第130条の12第5号に規定する規則で定める歩廊、渡り廊下その他これらに類する建築物の部分は、法第44条第1項第4号の規定による許可を得た建築物に接続するもので、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に 設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必 要なもの

- (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの

(令5規則19·追加)

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第20条の2 政令第135条の2第2項の規定により定める前面道路の位置は、敷地の地盤面から1メートル下の位置とする。

(令5規則19・旧第20条繰下)

(認定申請)

第21条 法又は政令の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条 の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、省令第1条の3第 1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他市長が必要と認める 図書を添付して市長に提出しなければならない。

(平11規則51・全改、平16規則45・平20規則1・一部改正)

(し尿浄化槽の設置に係る区域の指定)

第22条 政令第32条第1項の規定により衛生上特に支障があると認めて規 則で指定する区域は、大分市の全域とする。ただし、下水道法(昭和33年 法律第79号)第4条第1項の規定により認可を受けた事業計画において、 2年以内に同法第2条第8号に規定する処理区域となることが予定されている区域はこの限りでない。

(公告の方法)

- 第23条 省令第4条の17及び第10条の4の12の規定による公告の方法 は、建築基準法による命令の公告(様式第16号)を当該物件又はその敷地 内の見やすい場所及び市役所前の掲示場に掲示することにより行う。
- 2 省令第10条の20の規定による公告の方法は、市役所前の掲示場に掲示することにより行う。

(平11規則51・平16規則45・平20規則1・令3規則2・令 5規則19・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市建築基準法施行細則の規定は、この細則の施行の日以後の 申請、届出等から適用し、同日前にした申請・届出等については、なお従前 の例による。
- 3 この細則の施行前にこの細則による改正前の大分市建築基準法施行細則の 規定によりなされた申請、報告その他の行為は、この細則の相当規定により なされた申請、報告その他の行為とみなす。

附 則(平成7年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められている都市計画区域に係る用途地域内の建築物又は建築物の部分については、改正法の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、改正後の大分市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第15条の規定は適用せず、改正前の大分市建築基準法施行細則(以下「改正前の規則」という。)第15条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定に基づいて提出されている 報告書その他の書類は、改正後の規則の相当規定に基づいて提出された報告 書その他の書類とみなす。

附 則(平成9年規則第21号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の大分市建築基準法施行細則の 規定によりなされた申請、報告その他の行為は、改正後の大分市建築基準法 施行細則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成12年規則第16号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第135号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の大分市建築基準法施行細則様式第2号及び様式第11号の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成15年規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する建築物で、この規則による改正後の大分市 建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)別表の規定により新 たに定期報告をしなければならないこととなるものに係る初回の報告の時期 は、改正後の規則第13条第4項の規定にかかわらず、次に掲げるところに よる。
  - (1) 改正後の規則別表第3号の診療所 平成15年7月1日から同年12 月20日まで
  - (2) 改正後の規則別表第6号の飲食店 平成16年7月1日から同年12 月20日まで

附 則(平成16年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第45号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する建築物のうち、新たに建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による報告をしなければならないこととなる建築物に係る初回の報告の時期は、この規則による改正後の大分市建築基準法施行細則(以下「改正後の規則」という。)第13条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるところによる。
  - (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第16条第1項第5号に掲げる建築物 平成28年7月1日から同年12月20日まで
  - (2) 令第16条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる建築物 平成2 9年7月1日から同年12月20日まで
  - (3) 令第16条第1項第3号に掲げる建築物 平成30年7月1日から同年12月20日まで
- 3 この規則の施行の際現に存する建築設備等のうち新たに法第12条第3項の規定による報告をしなければならないこととなる建築設備等及び平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に法第87条の2において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた建築設備等に係る初回の報告の時期は、改正後の規則第14条第3項の規定にかかわらず、平成30年4月1日から同年12月20日までの間とする。

附 則(平成30年規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の大分市建築基準法施行細則様式の規定による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の大分市建築基準法施行細則に 規定する様式の用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用 することができる。

# 様式第1号(第3条関係)

工場危険物調書

						I.	場危	険 物	調書				
1	申	請	者	住	所								
2	申	請	者	氏	名								
3	設	置		場	所								
4	エ		場		名								
5	原	材		料	名			(	製	品	名		
	7			係る 備の									
			_	_	_	現	在	申請に 増	よる 加	申減	請による 少	合	計
	8	建	築	面	積		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m <sup>2</sup>
工	9	敷	地	面	積		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$m^2$
		イ	作	業	所		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m <sup>2</sup>
場	10	П	事	務	所		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m²
坜	床	ハ	倉		庫		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m <sup>2</sup>
	面	=	厚	生 施	設		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m <sup>4</sup>
関	積	ホ	そ	の	他		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m <sup>4</sup>
		^	合		計		$\mathrm{m}^2$		$\mathbf{m}^2$		$\mathrm{m}^2$		m <sup>2</sup>
							KW		KW		KW		KW
係	11						KW		KW		KW		KW
	原						KW		KW		KW		KW
	動機						KW		KW		KW		KW
	100						KW		KW		KW		KW
	12	種类		13	性質		4 数 申請によ	申請によ	量		15 貯蔵・処理	16 貯蔵 ・処理	※ 備 <sup>‡</sup>
<i>p</i> .	_	J 7/11 17.	, i			グル1工	る増加	る減少	合	計	の別	の場所	加
危													
険													
物													
関													
係													

<sup>(</sup>注) 危険物とは、建築基準法施行令第116条第1項の表に掲げるものをいう。 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

し尿浄化槽設置概要書

建築主事 殿

設置者 住 所 氏 名

(法人にあっては、事務所の所在 地、名称及び代表者の氏名) 電話番号

浄化槽を設置したいので、次のとおり届け出ます。

1	設置場所の地名地番	
		(1) 国土交通大臣型式認定浄化槽
2	種 類	(メーカー名 認定番号 )
	1里 频	及び型式
		(2) その他
3	処理の対象	
4	当該浄化槽を設置す	
	る建築物の用途及び	
	延べ面積	
5	処理対象人員及び	人人人
	算 定 根 拠	
(床	:面積、定員、便器数等	を明示の上、算定方法を記入すること。)
		(1) 日 平 均 汚 水 量 立方メートル/日
6	処 理 能 力	(2) 生物化学的酸素要 パーセント 求 量 の 除 去 率
		(3) 放流水の生物化学 ミリグラム/リットル 的 酸 素 要 求 量
7	放流先又は放流方法	(1) 側溝 (2) 河川 (3) 湖沼 (4) 海域 (5) その他( )
8	工事を行う予定の浄化槽工事業者の	氏名又は名称
	氏名又は名称及び登 録 番 号	登録番号
9		年 月 日     10 使 用 開 始     年 月 日       予定年月日     年 月 日
11	付近の見取図	設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる建物 を明示すること。 川 紙)
12	その他特記すべき事」	Į
行	政庁記入欄	

#### 添付図書

- 1 し尿浄化槽構造図
- 2 設計計算書(型式認定浄化槽以外の合併処理浄化槽に限る。)
- 3 誓約書
- 注) 12 欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記 入すること。

# がけに近接する建築物の報告書

1	建築主氏名	
	住 所	
2	2 調査者 氏 名	
	資 格	
3	3 調査年月日	年 月 日
4	敷地の地名地番	
E	がけの状況	(1)高 さ (4)擁壁の有無
		(2)がけの角度 (5)擁壁の高さ
		(3) 土 質 (6) 擁壁の構造
(	計画建築物とが	ナとの関係(がけの断面が分かるように記載すること)
H	- 33.3 - 4.6 14	
7	がけの安全性	
8	安全上の措置	
1		

#### 申請取下届

				1 141	144	-				
			·				·	年	月	H
大分市		殿								
建築主	争									
						住 届出人	所			
							名			
年	月	日付	けで提出	出した		申請を取	り下げた	こいので、	大分市	建築
基準法施	行細則第	8 条第	1項の規	見定により	届け出	はます。				
	物等の敷 指定の地									
2 建築	主等の住	<b></b> 、氏	名							
3 取下	げ理由									
※受付欄	※台帳記	!入欄		*	( 決		裁	欄		
	年 月	日								
	記入者	1 印								

(注) 届出人は、申請者とします。 受領票を添付すること。 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第 5 号(第 10 条関係		築 主(築)	生士) 亦	車 日				
大分市長 建築主事	殿	<u>樂</u> 主(榮)		更 届 住氏	所	华	月	Н
年 月 日代 て、建築主(築造主)を変 により届け出ます。		号で(許可) いので、大力		認定、	確認)さ			
1 建築物等の敷地の 地名、地番								
2 建築物等の用途、 構 造 、 面 積								
旧建築主又は旧 3 築造主の住所、氏 名								
新建築主又は新 築造主の住所、氏 4 名、氏名のフリガ ナ、郵便番号及び 電 話 番 号								
5 変 更 の 理 由								
※受付欄 ※台帳記入欄		*	決	裁	Ì.	欄		
年 月 日								
記入者印								

(注) 届出人は、新建築主又は新築造主とします。 ※印のある欄は、記入しないこと。

#### 工事取りやめ届

	- F W	9 -	•	
大分市長 建築主事	į.	届出人 戶	<del>年</del> そ 名	- 月 日
年月日イ取りやめますので、大久		、指定、認定 · 細則第11条第		
1 建築物等の敷地 の地名、地番				
2 建築物等の用 途・構造・規模				
3 建築主の 住所 氏名				
4 取りやめの理由				
※受付欄 ※台帳記入欄	*	決	裁	欄
年 月 日				
記入者印				

(注) 届出人は、建築主等とします。 ※印のある欄は、記入しないこと。

#### 工事監理者選定(変更)届

建	築主	事	殿						È	所	年	月	日
								届出人 」	£	名			
おりす。		月 (変更) した											
		物の敷地 及び地番	の										
')		物の用途、 び面積	構										
.,		事項(選定 更の別)	又										
4	氏名 所在	監理者資格 、事務所名 地、郵便番 電話番号	1.	(	書築士 書築士			)登録 )登録			号号		
5	変!	更の理	由										
※受付	付欄	※台帳記	人欄		>	*	決		裁	;	欄		
		年 月	日										
		記入者	印										

(注) 届出人は、建築主とします。 ※印のある欄は、記入しないこと。

# 工事施工者選定(変更)届

						年	月	日
建築主	事	殿						
				自 届出人	E 所			
					: 名			
年	月	日有	寸け第 号で確認	された建築物	等について	、工事	施工者	を次の
とおり選	定(変更)し	たの	りで大分市建築基準	法施行細則第1	1条の3の	規定に	より届	け出ま
す。								
建築	物等の敷	地						
	1名及び地							
9	物等の用途	È.						
構造	及び面積 事項(選定	V						
3	変更の別							
			建築業の許可(		)第	号		
	施工者氏名	٠, ا						
4	<ul><li>該所名、所</li><li>郵便番号及</li></ul>							
	番号番号							
5 変	更の理	н						
0 &	X 1/2	ш						
※受付欄	※台帳記入	、欄	*	決	裁	欄		
	年月	П						
	十 月	ш						
	記入者	印						
(注) [	=	tı. 6%*	<u></u> 主レします					

(注) 届出人は、建築主とします。 ※印のある欄は、記入しないこと。

# 様式第9号(第15条関係)

# 不適格建築物報告書

1	、	物報音音	
		年 月 日	
大分市長 殿			
大分市建築基準法施行組	明第 15 条の規定に	より報告します。	× = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
	報告者氏名		台 帳 番 号
	(所有者又は管	で理者)	
所有者住所氏名			
管理者又は占有者			
住 所 氏 名			
報告書類作成者住所氏名			
所 在 地			
用 途 地 域			
防 火 地 域			
その他の地域・地区			
建築物の名称			
建築物の用途		敷地の面積	
建築面積の合計		延べ面積の合計	
不 適 格 の 内 容			
※ 調 査 欄		年 月	日現地調査
※ 受 付 欄	※ 台帳記入欄	※ 決 裁	欄
	年月日		
	T 7 H		
	記入者印		
(22.) Media - 1 - 1 - 1 - 1	=======================================		

<sup>(</sup>注) ※印のある欄は、記入しないこと。

#### 道路位置指定申請書

菱	大分市長 書築基準法第4 系付図書は、『				ん。	6道路の位置 住所 請者 氏名		官を申請しま 甲印又は署名			日 事項及 〔印〕
1	設計者住所氏	名					電	活			
2	私道の位	置									
3	用途地	域					・ ・ 地				
	イ 図面の 符 号	П	道路	各の幅員	ハ道	路の長さ		二備	ź	考	
				m		m					
5				m		m					
道路の				m m							
概要				m		m					
				m		m					
	ホ 道路の	D り 見	€ さ o	の合計		m	^ ji	道路の面積			$\mathrm{m}^2$
		イ	開列	発面 積		$m^2$		二 予定	工事期	間	
6	開発の概要	D	区	画 数			着工	年	. )	]	日
		^	予定	建築物			完了	年	. ,	]	日
	※受 付	欄		*	(決 裁	欄		※備	考	;	
				指定年月	号	月日					

<sup>(</sup>注)※印のある欄は、記入しないこと。

承 諾 書

建築基準法第4		の規定による 頁	道路の位置の指定 私 道 の 変 更 私 道 の 廃 止	について
土 地 所 有 者 権 利 者	として異議なく承	諾します。		
承諾年月日	関係土地 の 地 番	土地所有者権 利 者	住所氏名	Ø

注 不要な字句は消すこと。

]	大分市县	ŧ						殿							年	i	月	日
, ,	私道を	変更廃止	した	いの	で、	大分	市	<b></b> 建築基	進法	施行約	到則	第16	条第2項	「の規定	により	申請	しまっ	r.
											申請	₺≠	住所					
											T' pl	111	氏名					
1	指定を 私 道																	
2	指定及び指	年 月	日															
3	変更廃止	の理																
4	変 更 私 道	後 の 位																
		図面の 年 号	Г	ı i	直路♂	回幅	į	ハ	道路	の長	さ			二 備	İ	考		
5							m				m							
							m				m							
道路の							m				m							
概要							m				m							
							m				m							
	ホ 道	鱼 路	の!	Ē 2	· の	合	計				m	^	道路	の面積	Ĭ			$\mathbf{m}^2$
6	その他	必要な	事項	Į														
受										備								
付										考								

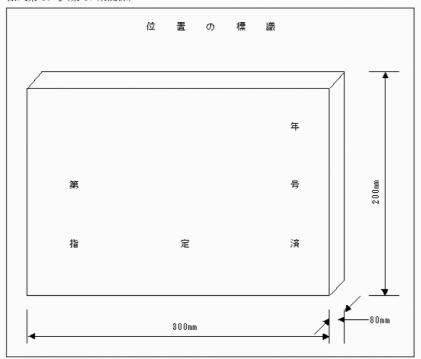
# 道路位置指定通知書

						定番号 定年月			F 月	Ę		
			殿		大分市長				印			
記の	年 月 日付けの道路位置申請は、建築基準法第42条第1項第5号の規定により、下 記のとおり指定したので通知します。											
1	申請者住所日	氏名										
2 設計者住所氏名												
3	3 私 道 の 位 置											
4	用 途 地	域				5 そ						
	イ 図面の符	7号 口	道路の幅員	ハ	道路の長さ		=	-	- 考			
			m		m							
6 道			m		m							
路の			m		m							
概要			m		m							
			m		m							
	ホ 道路の		きさの合計		m	m へ 道路の面			i積			
7	開発の概要	イ	開発面積		П	区 画 梦	<b></b>		ハー子	定建領	<b>真物</b>	
				$m^2$								
8 その他必要な事項												

# 私 道 [変 更] 通 知 書

_												
										年	月	日
		殿					大分市長			印		
	年	月	日付けの私	道	変廃	更止	申請は、	J	大分市建築基準	生法施行	<b>宁細則第</b>	316条
第3	第3項の規定により したの											
1												
2	指定を受け 私 道 の 位											
3	指 定 年 月 及び指定番											
4	変 更 の理 廃 止	里由										
5	変 更 後 私 道 の 位											
	イ質面の		道路の幅	員	ハ	道	路の長さ		= 1	備	考	
6				m			n	n				
道				m			n	n				
道路の概				m			n	n				
概要				m			n	n				
	上 学 吃		+ 0 ^	m ⇒ı.			n	+	・、学収の工	1主		m <sup>2</sup>
本道路の長さの合計 m へ 道路の面積 m										m <sup>2</sup>		
7 その他必要な事項												
8 備考												

#### 様式第 15 号(第 17 条関係)



※ 材質はみかげ石とする。

建築基準法による命令の公告 建築物の所在地 命令を受けた者の氏名 この建築物は、建築基準法に違反しているので を命じた。 -80cm 注 意 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。 2 この命令に違反して、この建築物の工事を行った場合は罰せられます。 3 この建物は行政代執行により、取り壊されることがあります。 4 電気、ガス、水道の供給を保留するよう電気事業者等に通知してあります。 年 月 日 大 分 市 長 — 55cm-

### 様式第1号(第3条関係)

(平7規則11・全改、平11規則51・平30規則14・一部改正)

# 様式第2号(第3条関係)

(平9規則21・全改、平12規則135・平30規則14・令5規 則19・一部改正)

# 様式第3号(第3条関係)

(平16規則45・追加、平30規則14・令5規則19・一部改正)

# 様式第4号(第8条関係)

(平11規則51・旧様式第4号繰上・一部改正、平16規則45・旧様式第3号繰下、平20規則1・平22規則1・平30規則14・ 令5規則19・一部改正)

# 様式第5号(第10条関係)

(平11規則51・旧様式第5号繰上・一部改正、平16規則45・旧様式第4号繰下、平20規則1・平22規則1・平28規則45・平30規則14・令5規則19・一部改正)

#### 様式第6号(第11条関係)

(平11規則51・旧様式第7号繰上・一部改正、平16規則45・旧様式第5号繰下、平20規則1・平22規則1・平28規則45・

平30規則14・令5規則19・一部改正)

様式第7号(第11条の2関係)

(平11規則51・追加、平16規則45・旧様式第6号繰下、平20規則1・平28規則45・平30規則14・令5規則19・一部改正)

様式第8号(第11条の3関係)

(平11規則51・追加、平16規則45・旧様式第7号繰下、平20規則1・平28規則45・平30規則14・令5規19・一部改正)

様式第9号(第15条関係)

(平7規則11・一部改正、平16規則45・旧様式第15号繰上、平20規則1・平30規則14・令5規則19一部改正)

様式第10号(第16条関係)

(平16規則45・追加、平30規則14・一部改正)

様式第11号(第16条関係)

(令5規則19·全改)

様式第12号(第16条関係)

(平16規則45・追加、平30規則14・令5規則19・一部改正)

様式第13号(第16条関係)

(平16規則45・追加、平30規則14・一部改正)

様式第14号(第16条関係)

(平16規則45・追加、平20規則1・平30規則14・一部改正)

様式第15号(第17条関係)

(平16規則45・旧様式第18号繰上、平30規則14・一部改正)

様式第16号(第23条関係)

(平11規則51・旧様式第20号繰上、平16規則45・旧様式第19号繰上、平30規則14・一部改正)